住宅型有料老人ホームさくらんぼ　（概算収入）

固定費

項目	内容	月額	備考
家賃	固定家賃	45,000　円	
共益費	水道光熱費	7,000　円	
管理費	管理部門の人件費・事務費等	5,000　円	
小計		57,000　円	
食費	朝・夕 450 円　　昼 500 円	42,000　円	30 日計算

合計　　99,000 円

別途料金

＊リネン費 3,000 円、日常洗濯費 3,000 円、居室清掃費 3,000 円をご負担となります。

＊オムツは施設で用意したものを利用して頂きます。一袋あたり実費（産廃処理料、施設内手

数料等含む）を微収させていただきます。

＊別途医療費がかかります。概ね数千円程度です。（医療機関との契約となります）。

＊費用はあくまで概算です。個人の状況によって変動します。

＊併設デイサービス利用時の個人負担介護保険利用料が必要となります。

＊さくらんぼ施設の近況

ご支援をいただきありがとうございます。施設の近況としては、居宅介護支援事業所では、利用者様が 50 名/月を超える事がなかったのですが、ようやく 50 名/月を超えるようになりました。デイサービスに於いては 280～290 名/月が続いておりましたが、310～320 名/月となってきました。問題のショートステイに於いても 290～300 名/月が続いておりましたが、330～340 名/月となってきました。お陰様で売り上も伸びてまいりました、一日も早く分岐点をクリアー出来るよう努力を重ねてまいります。

＊通所変更届

現在さくらんぼデイサービスは利用者 600 名/月での認可を頂いております。今般、営業形態の変更に伴い、新た

な設備投資をせず、現存の設備を最大限生かし、可能な収容人員の設定を私の知人である一級建築士の松島様に依頼し、正確な面積を求めることとしました。

当社の希望定員の利用者は 750 名/月を要望として出させていただきました。根拠は、現介護報酬では当事業所が認可いただいている事業形態は「通常デイサービス」に分類させております。今回 750 名/月にこだわりましたのは、751 名/月になりますと「大型デイサービス」に分類され介護報酬がかなり安くなってしまいます。

依頼し受け取った図面から判断いたしますと、現有設備で介護保険法に当てはまると思います。

介護保険法の定める面積はデイサービスルームの総面積に対して、利用者様 1 名に付きの許容空間は 3 ㎡と定義されております。今回の図面のデイサービスルームの総面積は 77．65 ㎡有ります。

従って 77．65 ㎡÷3 ㎡＝25．88 人となます。小数点以下切り捨てで計算いたしますと、

25 人/日×30 日＝750 人/月となり現有設備で可能となります。図面別紙参照。①

＊営業形態変更時期

営業形態変更は令和 7 年 2 月 1 日となると思います。根拠としては、現在短期入所をご利用いただいている利用者様の担当ケアマネジャー及び、ご家族の皆様のご理解を頂き、新しい施設を提案させて頂き、入所の了解を得るのが大事となります。

次に、住宅型有料老人ホーム（新規・県）・短期入所生活介護（廃止届・県）・通所介護（変更届・桐生市）の書類作成があります。群馬県の介護高齢課への書類提出は許認可申請（廃止も含む）（住宅型有料老人ホームは提出のみ）は、営業日 45 日前に書類提出が求められております。今回は 3 件の書類作成となり、多くの時間が必要となると思います。以上のことから令和 7 年 2 月 1 日とさせていただきました。

＊住宅型有料老人ホーム需要について

短期入所生活介護は飽くまでも在宅介護であると介護保険法では定義されております。

短期入所生活介護は飽くまでも一時的な宿泊と考えられ、在宅介護の名目じょうから御家族が望まれる希望にそぐわない点があります。短期入所生活介護は単独ユニットである為、現状では生活保護等の介護者は利用ができない仕組みになっております（介護保険法により）。また、介護度の低い利用者様は（介護度 1・2）長期使用が出来ず、ご家族の負担が多くなる傾向があります。それに対して住宅型有料老人ホームは、介護度に関係なく利用可能となり、ご家族の方も安心して日常生活が送れると思います。また、都市部に於ける生活保護を受けているお年寄りの方を各自治体よりご紹介していただき入所へと繋げることも可能となります。現在、さくらんぼ居宅介護支援事業所は、都市部とのパイプも構築されておりますので、そちらからの紹介にも繋げられると思います。

＊他の住宅型有料老人ホームとの固定費設定について

当事業所の固定費は上記の通り設定させていただきました。その根拠は、生活保護の人やご家族の皆様の介護負担の軽減が目的とさせていただきました。

固定費を決めるための資料として、近隣同業者のパンフレット等を集め検討をさせていただきました。パンフレット等は別紙参照。②

＊行形態変更による経費の節減

経費節減の付いてのメリットは、固定費の削減が挙げられます現在の職員を 3 名削減（336,000 円）と、OA 機器のリースの削減（63,000 円）・電気代削減（39,000 円）か可能となります。それ以外の経費につきましては現状と余り変わらずに推移すると思います、当然これからも経費節減を進めて参ります。別紙参照③

＊損益分岐点

別紙参照④

＊初期投資について

初期投資として、新規事業を立ち上げた後の円滑な事務処理を行うために、「ほのぼのの住宅型有料老人ホーム」のソフトが必要と考えます（見積別紙参照）。⑤

今回 3 件の変更書類提出（決められた日時同時提出）となり個人での対応は難しいと考え、行政書士の方にお願いするのが良いと判断いたしました。

また、デイサービスルームの面積の図面と、住宅型有料老人ホームの図面提出用を作成の費用が発生いたします。行政書士及び一級建築士からの請求は後日となりますので届き次第お送りいたします。